

漂着物学会 会則

第1条 本会の名称は「漂着物学会（英名：Japan Driftological Society）」と称する。

第2条 本会は漂着物を多方面から考察し、併せて会員相互の連絡及び親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (一) 会誌その他の出版物の刊行
- (二) 漂着物に関する研究会、講演会、シンポジウム、観察会等
- (三) ビ・チコ・ミングネットワークの整備
- (四) その他目的を達成するための事業

第4条 本会の事務局を 砂浜美術館 に置く。

第5条 本会の事業年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第6条 本会は普通会員、団体会員、賛助会員とする。

- (一) 会員は漂着物に関心を持ち、本会の趣旨に賛同する個人または団体で、それぞれ所定の会費を納めた者とする。

第7条 会員は、会誌の配布を受け、併せて会誌に投稿すること、本会主催の諸会合に出席することができる。

第8条 会員は別に定められた会費を前納するものとする。

第9条 本会の最高決定機関として総会を置く。総会は毎年1回開催する。総会での議決は出席者の過半数の賛成をもって行う。ただし、会則の改正には出席者の2/3以上の賛成を要する。

第10条 本会に幹事会を置く。幹事会は本会の運営を行う。幹事は会長、事務局長、会計幹事、編集委員長各1名、及びその他若干名とし、総会において選出する。幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第11条 本会に編集委員会を置く。編集委員会は編集委員長、及び編集委員で構成し、編集委員長がこれを代表する。編集委員は若干名とし、編集委員長が幹事会にはかって委嘱する。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第12条 本会に会計監査を2名置く。任期は2年とし、総会において選出する。

付則1. この会則は2001年11月24日より施行する。

付則2. 必要に応じて役員の内兼任は認める。ただし、会計監査は幹事会役員を兼任することはできない。

【漂着物学会 会費規定】

会員種別	年会費
普通会員	3,000円
団体会員	5,000円
賛助会員	一口 10,000円(1口以上)